



リニューアル後に多くの人で賑わう枕崎お魚センター

主な記事 ~contents~

- ▶ 委員会審査の概要・・・・・・・・・・2P
- ▶ 議案と結果（第2回定例会・第1回臨時会）・・7P
- ▶ 一般質問 眞茅議員、立石議員・・・・・・・・10P
豊留議員、橋口議員・・・・・・・・11P
平田議員、瀬占議員・・・・・・・・12P
- ▶ 編集後記

発行●枕崎市議会

編集●枕崎市議会報調査特別委員会
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
TEL.0993-76-1046

定例会の日程

3月1日(金) 本会議【開会】

市長施政方針演説
提案理由の説明(条例・予算)、質疑
議案を各委員会へ付託

3月4日(月)・5日(火) 一般質問

議員6名が市政全般について質問

3月6日(水)～ 委員会審査

本会議でそれぞれ付託された議案を各
常任委員会・特別委員会で審査

●常任委員会

【3/6(水)】 総務文教委員会

【3/7(木)】 産業厚生委員会

●特別委員会

【3/8(金)】 予算特別委員会(補正)

【3/11(月)・13(水)・14(木)】

予算特別委員会(当初)

3月21日(木) 本会議

各常任委員会の委員長報告
予算特別委員会(補正)の委員長報告
質疑・討論・表決

3月27日(水) 本会議【閉会】

予算特別委員会(当初)の委員長報告
質疑・討論・表決

令和6年

第2回定例会

会期：令和6年3月1日～
3月27日(27日間)

令和6年度枕崎市一般会計予算
147億5030万円を賛成多数で可決

この定例会では、令和6年度一般会計予算など予算関係議案15件、
条例関係議案13件、公の施設の指定管理者の指定1件、意見書1件、請
願1件、陳情3件について審査を行い、4日・5日の本会議では、6名の
議員が一般質問を行いました。

審議した案件

・予算15件、条例関係13件、請願・陳情4件、他2件

可決・採決結果

・可決30件 ・採択1件 ・不採択3件

主な議案

・令和6年度枕崎市一般会計予算

・市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給
与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか

委員会審査の概要

本会議で付託された議案を総務文教委員会、産業厚生委員会でそれぞれ審査を行いました。

総務文教委員会

◎議案第17号 枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の一部改正により、個人番号の利用及び情報連携に係る規定が見直されたことに伴い、「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」の定義規定を設けるとともに、番号法を引用した文言について、条文の整理を行うものです。

委員 今回の法改正に伴い、より情報連携が図られ、利用範囲や利用方法等も広がっていくようだが、その一方で、公金受取等で別人の名義がひもづけされたり、情報が漏れたりなどといったシステム上の問題は、全部解消されているのか。

当局 国ではデジタル庁を中心とした総点検が実施され、昨年12月に総点検の結果が公表されている。鹿児島県の状況として、今回総点検の対象となった事務は、県の4事務と6市町村の19事務が個別データの点検等がされており、昨年9月から対象の事務のマイナンバーのひもづけ状況の確認等が行われ、本市は、個別データの対象機関とはされておらず、ひもづけ誤り等も確認されていない。

◎議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

本件は、地方自治法の一部を改正する法律により、5つの関係条例について所要の改正を行うものです。主な改正内容は「会計年度任用職員に勤勉手当を支給する規定の整備」と「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いの変更」であるとのこと。

◎議案第19号 市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長5%、副市長及び教育長4%、医師でない病院事業管理者の4%の給料月額の減額措置に関する規定を廃止しようとするものです。

委員 市長等の給料月額を本則に戻した場合の影響額は。

当局 市長は月額で3万7,550円の増、副市長は月額2万3,600円の増、教育長は月額2万2,320円の増、合わせて年間約100万円の増となる。

委員 特別職報酬等審議会から出された答申は尊重されるべきであり、特に、令和5年4月1日現在、本市の市長、副市長及び教育長の給料月額は、本則の額においても、いずれも19市の中で最も低い額となっている状況にあることから、その職責や市勢に与える影響等から見ても、減額措置に関する規定を廃止し本則に戻すことは理解できる。

◎議案第20号 枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、防疫作業手当について、家畜伝染病に係る防疫作業をその支給対象とし、当該作業に従事したときの手当の額を国県の額に合わせて1日当たり380円に定めようとするものです。

◎議案第28号 枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定しようとするものです。

◎議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について

本件は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、枕崎ヘリポートの指定管理者として、南薩エアポート株式会社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

◎請願第1号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願

●継続審査にすべき

委員 請願の内容に対して異議はないが、本市が教育機会確保法の下、令和6年度から不登校対策として教育支援センターに取り組もうとしている中、フリースクールに通う子供の保護者に対する経済的支援を求める内容の請願を採択することは、時期尚早であり継続審査として、本市教育支援センターの運営状況等を見てから本市議会として責任ある結論を出していくべきではないか。

●採択すべき

委員 請願は、不登校児童生徒の多様な学びの確保を求めるもので、本市にも不登校児童がいるという実態や潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられること。また、本市は来年度から教育支援センターを設置し、不登校児童対策に取り組むが、教育支援センターにも足を運ぶことが難しい子供を守る受け皿（多様な学びの場）としてフリースクールがあり、そこに通う子供の保護者に対して支援を求める本請願を採択し、地方から国に対し声を上げることが必要ではないか。

本件は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

◎陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情

●採択すべき

委員 能登半島で起きた地震で改めて原発の脅威を考えさせられたように、原発が身近にあること自体が恐怖であり、原発20年延長には反対である。

●不採択とすべき

委員 県当局及び県議会ともに、川内原発20年延長に関する対応が明確になっている中で、一市議会として言及することはいかなものか。

本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

◎陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

本件は、当局から実態調査を行いたいとの考えが示されたことにより、陳情の願意は達成されたものとして、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

産業厚生委員会

◎議案第21号 枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について

本件は、住民が主体となって、飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を施し、その地域で飼養管理を行う地域猫活動を推進するための枕崎市地域猫活動推進事業の実施に要する経費の財源に充てるため、枕崎市地域猫活動推進事業基金を設置しようとするもので、基金積立ての財源は、寄附金などを予定しているとのことです。

なお、不妊去勢手術費用の補助金について、令和6年度からは基金を活用して、これまでの雌猫1万円を1万2,000円へ、雄猫5,000円を6,000円にそれぞれ引き上げ、2年間補助を拡充する予定とのことです。

◎議案第22号 枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

◎議案第23号 枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

◎議案第24号 枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、これまで所得段階に応じた保険料段階が9段階であったものが、第10段階以降の所得段階が加わり13段階に拡大されたこと等に伴い、条文を整理するものです。

委員 所得段階が13段階に拡大されたが、介護保険料収入の増減はどうなるのか。

当局 今回基準額が6万9,300円から6万7,700円に変更になり、そのうち1段階から9段階までの部分は引下げになり、10段階から13段階の部分は引上げとなるので、現行保険料と比較すると、全体では930万8,000円ほど減額となる試算をしている。

委員 本市の保険料は他市と比べてどのような状況にあるのか。

当局 本市では、介護保険制度が始まって以降、他市と比べて介護認定率が低く介護サービスの利用が少ない状況もあることから、これまで県内19市の中でも2番目に低い保険料で推移しており、第9期介護保険事業計画においても同様の傾向になる見込みである。

◎議案第25号 枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じて、関連する4条例について、所要の改正をしようとするものです。

◎議案第26号 枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、令和6年7月1日に鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度が改正されることに伴い、本市の制度を改正し、令和6年7月1日から施行しようとするものです。

今回の改正により、支給方式に自動償還払いが導入され、これまでの福祉課窓口での申請手続が不要となり、利便性が図られるとのことです。

◎議案第27号 枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

本件は、令和6年9月からなんさつECOの杜が供用開始されることに伴い、市民の利便性を維持するために、粗大ごみ等を同施設に運搬するための中継施設の機能と、資源ごみの中間処理及び一時保管を行うマテリアルリサイクル推進施設の機能を持つ枕崎市内鍋リサイクルセンターを設置しようとするものです。

委員 市民が内鍋リサイクルセンターを利用するにあたって、これまでどのようなことが変わるのか。

当局 今後必要な事項を協議し、規則の制定に向けて検討していくが、搬入できるものに関しては変わらないが、搬入日時の変更がある。

委員 内鍋リサイクルセンターへの搬入はこれまでどおり無料なのか。

当局 一般のごみは無料だが、これまで内鍋清掃センターで、ごみ処理手数料を徴収していた事業系のごみは受け入れないこととし、直接なんさつECOの杜に持ち込むか、市内の収集運搬の許可を受けている業者に依頼していただくことを考えている。

◎議案第29号 枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、水道法の一部改正により、国の水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

◎陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情

●採択すべき

委員 陳情提出の背景には、国際法のはざまで、各省庁の人道主義や特例対応により生じた日本人と外国人の間でのいがみ合いを防ぐことや、外国人労働者に頼らなければならない我が国の状況から考えて、生活保護や医療制度などの改正・是正をするよう地方から国に対して声を上げてほしいとの思いがあり、趣旨は理解できる。

●不採択とすべき

委員 脱退一時金制度の運用上の問題点について、ある程度は理解できるものの、この陳情書に記載されている内容だけではまだ理解できない面がある。

本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

予算特別委員会

令和6年度一般会計予算は147億5,030万円

過去最高であった前年度(157億5,260万円)比6.4%の減

令和6年第2回定例会では、予算特別委員会を設置し、令和6年度予算案7件の審査及び令和5年度補正予算7件を審査し、可決しました。

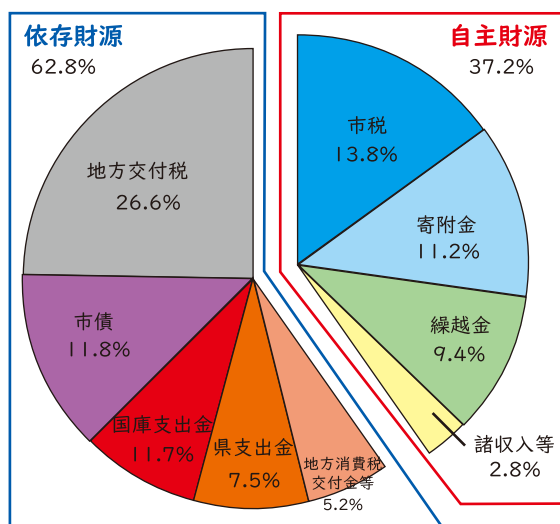
◎議案第10号 令和6年度枕崎市一般会計予算 可決

予算総額は、147億5,030万円で、前年度と比較して、10億230万円、6.4%の減となります。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として市長が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画や第2期地方創生総合戦略をはじめとした各分野における個別計画に基づく取組を、デジタルトランスフォーメーション(DX)及びグリーントランスフォーメーション(GX)の推進も念頭に置きつつ着実に進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感をもって取り組んでいくとのことです。

令和6年度一般会計の歳入歳出

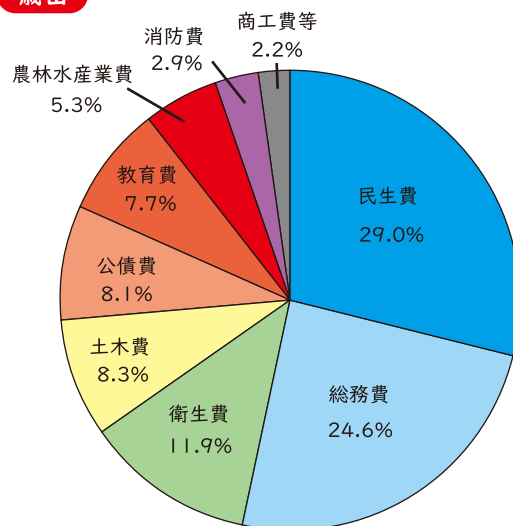
歳入



自主財源: 54億8,365万2,000円

依存財源: 92億6,664万8,000円

歳出



歳出: 147億5,030万円

■ 令和6年度特別会計及び事業会計の予算額

《特別会計》

◎議案第4号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算 可決 33億4,562万3,000円

◎議案第5号 令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算 可決 4億4,665万5,000円

◎議案第6号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算 可決 27億7,613万1,000円

《公営企業会計》

◎議案第7号 令和6年度枕崎市立病院事業会計予算 可決

収益的收入: 6億4,006万1,000円 資本的收入: 0円

収益的支出: 8億1,094万5,000円 資本的支出: 5,381万3,000円

◎議案第8号 令和6年度枕崎市水道事業会計予算 可決

収益的收入: 4億2,905万4,000円 資本的收入: 4,289万2,000円

収益的支出: 4億1,409万8,000円 資本的支出: 2億6,898万2,000円

◎議案第9号 令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算 可決

収益的收入: 7億7,129万3,000円 資本的收入: 4億8,420万円

収益的支出: 7億2,330万1,000円 資本的支出: 6億6,862万2,000円

◎令和6年度一般会計当初予算(歳出)の主なもの ※施策の主なもののみ掲載しています。

総務費 36億3,506万7,000円

- 火之神地区建物解体事業
- 千歳寮跡地建物解体事業(アスベスト調査業務委託)
- 地域おこし協力隊推進事業(2名増)※計5名
- 社会保障・税番号制度関係費

民生費 42億7,996万9,000円

- 交通弱者対策事業(運賃助成制度の拡充)
- 食の自立支援事業
(福祉給食サービスの料金改定にかかる激変緩和対応分)
- 医療的ケア児保育支援事業補助
- 放課後居場所緊急対策事業委託

衛生費 17億5,716万1,000円

- ごみ処理中継施設管理費
- 産後ケア事業
- 妊産婦相談支援体制確保事業補助
- 地域猫活動推進事業
- ゴミ収集運搬委託

農林水産業費 7億7,614万6,000円

- 認定農業者等担い手育成対策事業補助
- 妙見センター整備事業
- 認定農業者等担い手育成対策事業補助
- 立神地区水路復旧事業
- 種子島周辺漁業対策事業補助

商工費 1億7,775万6,000円

- 薩南海岸トリップライン整備事業
- チャレンジショップ促進事業補助
- 枕崎ブランド発信事業
- 国内外観光客誘客事業委託

教育費 11億3,587万7,000円

- 教育支援センター事業
- 奨学金返還支援事業補助
- 小学校施設バリアフリー化設計業務委託
- 桜山地区公民館外壁・屋根改修工事
- 市民会館ホール棟舞台機構設備改修工事
- 枕崎国際芸術賞展開催準備経費
- スポーツ合宿推進事業(ピッチングマシン購入)
- 給食提供不能時非常食購入

議会費 1億626万9,000円
議員経費等

労働費 1,563万5,000円
高齢者就業機会確保事業補助

消防費 4億2,232万4,000円
浸水対策事業計画策定業務委託(平田湯地区)
県防災行政無線(衛星系)再整備事業負担金

土木費 12億2,518万6,000円
新花渡橋田原線災害防除工事
トモダチパーク整備事業
大規模盛土造成地の変動予測調査業務委託(岩戸町地区)

令和5年度補正予算7件を可決

◎議案第3号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算(第9号) **可決**

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億2,465万5,000円を減額し、予算総額を163億7,760万円にしようとするものです。

◎議案第4号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) **可決**

◎議案第5号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) **可決**

◎議案第6号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第3号) **可決**

◎議案第7号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第3号) **可決**

◎議案第8号 令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算(第2号) **可決**

◎議案第9号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算(第2号) **可決**

議案と結果

令和6年第2回定例会

(全会一致で議決された案件)

議案番号	議案名等	議決結果
第3号	令和5年度枕崎市一般会計補正予算(第9号)	可決
第4号	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決
第5号	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決
第6号	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決
第7号	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第3号)	可決
第8号	令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算(第2号)	可決
第9号	令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	可決
第14号	令和6年度枕崎市立病院事業会計予算	可決
第15号	令和6年度枕崎市水道事業会計予算	可決
第16号	令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算	可決
第17号	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第18号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	可決
第19号	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第20号	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第21号	枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について	可決
第22号	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第23号	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第24号	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第25号	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
第27号	枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	可決
第28号	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第29号	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第30号	公の施設の指定管理者の指定について	可決
第32号	令和5年度枕崎市一般会計補正予算(第10号)	可決
陳情第3号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	不採択

(賛否が分かれた案件) ※賛成は○、反対は●、欠席は欠、除斥は除、退席は退、―は議長のため表決していない。

議案番号	議案名等	議決結果	議員名（議席順）											
			永野慶一郎	下竹芳郎	辻本貴志	上迫正幸	水野正子	立石幸徳	豊留榮子	眞茅弘美	禰占通男	平田るり子	橋口洋一	吉嶺周作
第10号	令和6年度枕崎市一般会計予算	可決	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
第11号	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	可決	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
第12号	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	可決	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
第13号	令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算	可決	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
第26号	枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	可決	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
第31号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書	可決	—	○	○	○	○	●	○	○	●	●	○	○
請願第1号	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願	採択	—	○	○	○	○	●	○	○	●	●	○	○
陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情	不採択	—	●	●	●	●	○	●	●	○	○	●	●
陳情第2号	川内原発20年延長に関する陳情	不採択	—	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●

※ 議案第10号～第13号及び第26号について反対討論、請願第1号について賛成・反対討論、陳情第1号について賛成討論、陳情第2号について賛成討論がありました。

■ 総務文教委員会で「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願」が採択されたことを受け、3月21日の本会議に「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」が賛成議員から提出され、賛成多数で可決されました。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人と10年連続で増加しており、鹿児島県内でも3,743人が不登校と、依然高水準で推移している。

また不登校の定義となっている「年間欠席30日以上」の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって、安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっている側面がある。一方で、フリースクール等を利用する際の家庭や当事者の負担は大きく、利用料が月額3万3,000円程度(文科省調べ)という経済的負担に加え、身近に通うところがない場合には遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など、様々な問題がある。このような負担を抱えた家庭や当事者に対するの支援が必要と考える。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要がある。

よって、国におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日 鹿児島県枕崎市議会

（全会一致で議決された案件）

議案番号	議案名等	議決結果
第1号	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	可決
第2号	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決

◎議案第1号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億904万円を追加し、予算総額を171億225万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容

●物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 3億4,051万5,000円→4億4,828万円（1億776万5,000円）

- 住民税非課税世帯給付金給付事業 2億7,306万円→2億7,482万5,000円（176万5,000円）
- 住民税非課税世帯給付金（こども加算）給付事業（2,100万円）
- 住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業（8,000万円）
- 住民税均等割のみ課税世帯給付金（こども加算）給付事業（500万円）

●能登半島地震被災者支援事業（127万5,000円）

◎議案第2号 枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、戸籍法の一部改正により、本籍地以外での戸籍謄本等の請求が可能となること等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、同令の規定に準じ、所要の改正をしようとするものです。

委員 今回の戸籍法改正により、国と市町村の戸籍システムが連携されたことに伴い、相続関係の手続においては、どの程度手続がスムーズに行われるようになるのか。

当局 本人、配偶者、父母、祖父母の直系尊属と子供、孫などの直系卑属（ひざく）の戸籍証明書までは広域交付ができることになるが、相続関係の手続などで直系尊属、直系卑属以外の方が戸籍を取る場合は広域交付できないということであり、今回の改正では、居住地と本籍地が違う方が本人の戸籍を取る場合の利便性が図られることが大きな改正点である。

「なんさつECOの杜」を視察しました。

南薩地区衛生管理組合では、令和6年9月からの供用開始を目指し、「なんさつECOの杜」を建設中ですが、施設設備の現状等を視察することで供用開始に伴う本市住民への影響等を把握し、今後の議会活動に資することを目的として、令和6年3月5日に「なんさつECOの杜」を視察しました。





空き家対策について

眞茅 弘美 議員



問 国は令和5年12月に新たな対策として、管理不全空家も指導・勧告の対象にしたが、本市としての見解は。

答 管理不全空家とは、放置し続けると特定空家等になる可能性のある空き家で、窓や屋根、壁の一部が壊れていたり、雑草が生い茂っていたりすることで周辺に影響を及ぼす状態の空き家を指す。

現在、全国的にも空き家が増加しているが、管理不全空家への指導・勧告といった措置を行う目的は、所有者等が適切な管理を行うことで特定空家等になることを防ぐため、これまでも特定空家等には至らないが、管理が行き届いていない空き家等に対して、法に基づく情報の提供を行い、適切な管理と改善措置の実施を

呼びかけている。

問 どのような方法で管理不全空家と認識するのか。

答 周辺住民からの情報提供や、市職員による危険空家等の判定調査時及び年一回の危険空家等の現況調査によって把握をしている。

窓や屋根の一部が壊れているからといって、直ちに管理不全空家であると判定し、法に基づく措置を行うわけではなく、その空き家等が周辺の生活環境に及ぼす影響の程度等を踏まえて判断している。

問 危険空家と勧告された場合、いつまでに改善するようにという期限を設けるのか。

答 指導・助言というよう

うな文書で改善をお願いしているが、大きなお金が必要なために、特に今の段階では期限を区切って改善のお願いはしていない。

問 危険空家は、放置しているとは一番心配なこと、台風や竜巻である。屋根や外壁が落下し、通行人や近隣住民にけがをさせてしまったり、放火や不法投棄のターゲットになるおそれもある。通知や連絡を続けるようにお願いしたい。

答 市では、補助金を活用した除却を推進すること、それから特に管理不全空家に対する措置は、これ以上危険空家を増やさないために有効な手段であると考えているので、今後も引き続き危険空家等の減少に向けて取組を進めていく。

その他質問事項

・男女共同参画について



子ども・子育て支援の組織・機構の見直しについて

立石 幸徳 議員



問 異次元の少子化対策を見通し、鹿児島県は「子ども政策局」を新設し、3つの担当課を置く。近隣市も「子ども未来課」を設置するが、本市の子育て支援対策の組織機構をどのように考えているのか。

答 母子保健部門は健康課健康促進係が、児童福祉部門は福祉課社会係が担っている。国の施策に的確に対応するため、令和7年4月の組織再編に向け協議していく。

問 本市の組織機構には子どもと冠のつく担当課や担当係がない。市役所に来て、子どもと名前のつく組織がない。この事態をどのように考えているのか。

答 子ども・子育て機能の充実強化は、課題であ

る。庁内に入っの案内など一年間しっかりと準備をして取り組みたい。

問 子育て機能の充実に当たっては、ワンストップで対応できる部署が重要視されるべきだ。児童手当については、所得制限の撤廃や支給対象年齢の引上げ影響をどう予想しているのか。

答 令和6年度の児童手当については、受給者が320人増、支給対象児童が532人増、支給金額が4356万円の増となる。

問 施政方針では、子供虐待の件は出されていないが、子供の数は減少していくのに虐待事例の認定件数は増えてきている。本市の子供虐待の状況はどうなっているか。

答 令和6年度の児童虐待の件は出されていないが、子供の数は減少していくのに虐待事例の認定件数は増えてきている。本市の子供虐待の状況はどうなっているか。

その他質問事項

・災害時の福祉避難所について
・遠隔自治体との連携について

答 本市における虐待等を含む児童に係る相談件数は、令和3年度は16件、令和4年度は23件、令和5年度は2月まで43件である。保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校を定期的に訪問し、気になる児童等の把握に努めている。

JR指宿枕崎線について

問 JR九州と県並びに沿線3市との話合いの目的は何であるのか。どのようなことを議論されるのか。

答 JR九州の社長定例会見において、地方ローカル線における将来の地域交通の在り方を議論したいとの意向が示され、鉄道の存廃の前提を置かず、未来志向での建設的な勉強会である。



事前防災対策の必要性について

豊留 榮子 議員



問 本市における地震防災対策の現状や、新たに気をつけなければならぬこと等を、市民にどのように知らせていくのか。

答 震度7を記録した能登半島地震では、斜面の崩壊などにより緊急輸送道路など、被害の大きかった地域につながる主要道路が切断されたため、孤立する集落が相次いだ。

本市も東シナ海に面した半島地域に位置していることから、大規模災害等の発生時に孤立する地域がないよう、主要道路等の路線の強化や代替ルートの確保、枕崎漁港における防災・減災対策の強化などの整備を進めていく必要がある。

また、建物の倒壊が相次いだことから、引き続き、市民の皆さんに対し、

平田潟が1つだが、ほかの公民館は出前講座を利用して、総会後や地域の役員会等があるときに防災講話を行ったりしている。

問 自主防災組織の活動が各地域で行われるように、出前講座など市民に伝えていくべきではないのか。

答 新型コロナウイルスの感染症分類が5類になり、今年の4月以降に訓練を再開する組織の話も幾つか聞いているが、共同という観点から、自主防災組織は災害時に重要な役割を果たすと考えているため、全ての組織で何らかの防災に関する活動が行われるよう、広報紙や出前講座等を活用して、引き続き自主防災組織の活動の重要性を呼びかけていきたい。

問 自主防災訓練を定期的に実施している地区はあるのか。

答 本市の自主防災組織の結成状況は、74公民館中69公民館で、率にして98.94%となっている。

コロナ禍の中でも、定期的に避難訓練や図上訓練などの活動を継続しており、また、出前講座等を活用し、防災講話を行うなどして防災意識を高めている組織もある。

問 定期的を実施している公民館はどこか。

答 把握しているのは平田潟、木場、亀沢、木原で、訓練自体を行っているのは



JR指宿枕崎線の将来の在り方について

橋口 洋一 議員



問 存続する場合の経済効果はどの程度であると見込んでいるのか。

答 参考として、民間団体がテレビ媒体のみで算出した指宿枕崎線における広告効果については、令和2～4年の3年間の合計で2億3000万円であったとされている。

問 廃止するとした場合の経済的損失はどのような事が想定されるのか。

答 課題として整理していく必要性は認識しているが算定はしていない。JRは重要な通学手段であると同時に、南薩地域にとって貴重な観光資源であるとも考えている。

問 市職員出張時に公共交通機関の利用は図られているか。

答 公務出張等では、ダ

イヤが通勤通学時間帯重視の編成ということもあり、ほぼ公用車によるものとなっている。

問 市役所内で公共交通機関を活用しようとするマイレールの意識醸成はなされているのか。

答 職員へはイベント等の情報提供を行い、多方面で協力を得ているが、職員利用においても同じ方向性を持てるよう機運の醸成に取り組みたい。

不登校児童生徒に対する支援について

問 市内小中学校で20名を超える児童生徒が不登校となる中、フリースクールに関する市当局の認識と現在の対応は。

答 フリースクールは民間施設であり、現時点で

通所している児童生徒の報告は受けていないが、その連携強化は、不登校児童生徒の支援を進める上で、今後推進していく必要があると考えている。

問 教育支援センター設置と並行して、フリースクール等に係る経済的負担軽減を市が先行実施できないか。

答 現在、枕崎市にフリースクールが開設されていないこと、新年度に教育支援センターが開設されることで不登校児童生徒が公的機関で指導の機会が得られることから、現在、市として経済的支援は検討していない。

その他質問事項

・ふるさと納税サイトの充実について

その他質問事項

・介護報酬の改定について
・補聴器購入助成制度について



市民の安全について

平田 りつ子 議員



問 世界が動乱の今、日本が平和的に自国を守る手段は、本当は何かをしっかりと考えるときにある。

答 離島においては国民避難訓練、島民の本土受入れ要請、東京都・沖縄県は、国にシエルトを要請している。

問 能登半島地震を見ても、何が起るか分からない世の中である。最南端に位置する枕崎の災害対策について伺う。

答 枕崎市強靱化地域計画を基に、大規模な自然災害が起こっても、人命の保護が最大限図られること、市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図られること、迅速な復旧復興を図られることの4つを基本目

標として定め、安心・安全な地域社会経済の構築に向けた地域強靱化を推進している。

問 これまでに日本が見舞われた最大級の地震を想定した場合、地震直後の飲み水の確保は。

答 応急給水は、要請に對し、随時入ってきていただけるものと認識している。飲み水の確保については、厚生労働省の水道の耐震化計画等策定指

針において、発災から3日までは1人1日当たり3リットルを設定し、平常時における家庭の飲料水の備蓄は、最低3日分の9リットルが推奨されている。



問 災害時に破損した太陽光パネルは、放電し続け、発火した場合、水をかけると危険であり、対処が困難であると言われているが、本市は市民に對して処置方法の啓発はどのようにしているのか。

答 太陽光発電設備の破損を確認した場合、感電のおそれがあるため絶対に触れず、自治体に破損状況等について連絡し、販売・施工業者等に適切な処理を依頼することとされている。

被災した太陽光パネルの取扱いについて、今後ホームページ等で周知・啓発していく。

その他質問事項

- ・少子化・人口減少対策について
- ・交通政策について



JR指宿枕崎線について

禰占 通男 議員



問 令和6年1月18日の指宿枕崎線に関する会合はどのようなものであったのか。

答 本年1月18日から勉強会が始まっており、現在まで2回開催されている。指宿枕崎線の将来について、今後の議論の方向性について意見交換、議論するための会議体を設定するための会合として始まっている。

問 本市としての指宿枕崎線の存続について、現在の見通し、将来の展望はどのように考えているのか。

答 指宿枕崎線は高校生の通学手段として重要な公共交通機関で、JR本土最南端の始発終着駅である枕崎駅、JR最南端の西大山駅など日本で唯一と呼べる駅

を有しており、南薩地域にとって貴重な観光資源であると考えている。今後とも効果につなげるための新たな施策も検討しながら、取組を前に進めていきたい。



防災について

問 突発的自然災害における日曜・祝日の指定避難所開設の手順はどのようなになっているのか。

答 市の災害対策本部で避難所開設を決定した後、福祉対策部から担

当職員に避難所開設の連絡を入れ、連絡を受けた職員は福祉課に参集し、施設の鍵などを預かり避難所を開設する手順になっている。

問 大規模災害時の2次避難所の問題はどのようなになっているのか。

答 本市に2次避難所として使用できる施設はない。

具体的な避難先については、他自治体の被災状況等も関係してくることから、特定の避難先は決まっていらないが、住み慣れた土地を離れたくないとか、どこに避難するのか分からず不安であるなど、2次避難が進まない課題もある。

2次避難所を選定する際は、そういった避難者の不安を取り除くことも努めていかなければならないと考えている。

「議会を傍聴・視聴」してみませんか

★定例会は、3月、6月、9月、12月に行われています。

議会では市の予算・決算、条例制定をはじめ、皆さんの生活に関わりのあることが議論されています。

本会議及び委員会は、原則として一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、3階傍聴席入口に置いてある傍聴券に氏名等を記入し、箱に投函してから入場してください。

議会インターネット中継

★定例会・臨時会の本会議の様子は、インターネット動画配信サイト(Youtube)で生配信・録画配信を行っています。

詳しくは枕崎市議会ホームページを御覧ください。

枕崎市議会Youtube
チャンネルはこちら ▶



「枕崎市議会だより」の表紙写真募集

枕崎市議会だよりは、年4回(6月・9月・12月・3月)発行しています。

議会報調査特別委員会では、より市民に親しまれる市議会だよりにするため、表紙の写真を次のとおり募集します。お気軽にご応募ください。

応募方法

住所・氏名・電話番号・撮影場所・撮影日時・写真のタイトルを記入の上、議会事務局へメール、またはデータを直接持参してください。

応募条件

- ・被写体が人物または個人の所有物である場合は、必ず被写体ご本人(未成年者の場合は保護者)または所有者の承諾を得てください。
- ・採用作品の著作権は、本市議会に帰属するものとします。
- ・ご応募いただいた写真等は原則返却いたしませんので、ご了承ください。

お問合せ

議会事務局(議会報調査特別委員会)
住所:〒898-8501 枕崎市千代田町27
電話:0993-76-1046
メール:giji3@city.makurazaki.lg.jp



編集後記

元旦に発生しました石川県能登半島地方を震源とする地震により犠牲となられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。一刻も早い復旧・復興とともに、一日も早く平穏な日常が戻りますようお願い申し上げます。

3月議会において市長の施政方針演説が行われ、令和6年度がスタートしました。

市議会には、市民の代表として市政に市民の要望を反映させるために議論をする場です。また、市政運営に係る意思決定や行政執行に対する監視機能など重要な役割を果たしています。

これまで同様、市議会報を発行し、より一層、議会での様子をお伝えすることで、市民の皆様にとって、身近な市議会となるように活動して参りますのでよろしくお願いたします。

(眞茅弘美)

議会報調査特別委員会
委員長 平田 るり子
副委員長 水野 正子
委員 豊留 榮子
委員 上迫 幸子
委員 眞茅 弘美
委員 橋口 洋一



枕崎市議会の詳しい情報は、「枕崎市議会のホームページ」をご覧ください。
<https://www.city.makurazaki.lg.jp/site/gikai/>

枕崎市議会

